

# 地域未来投資促進法の基本スキーム

- ① 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は「基本計画」を策定し、国が同意。
- ② 事業者は、自治体の基本計画を基に「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事が承認。
- ③ 国は、地域経済牽引事業者及び地方自治体を支援。

## ①市町村・都道府県が「基本計画」を策定

### 北海道〇〇地域基本計画

- ・対象となる区域（促進区域）
- ・経済的効果に関する目標
- ・「地域の特性」× 振興したい「産業分野」
- ・地域経済牽引事業の要件
- ・自治体による事業環境整備の内容

国が同意

## ②事業者が基本計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」を策定

### 〇〇社地域経済牽引事業計画

- ・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- ・地域経済牽引事業の経済的効果
- ・活用する「地域の特性」× 実施事業の「産業分野」  
※基本計画で定められているものから選択
- ・特例措置に関する事項

都道府県知事が承認

北海道経済産業局が計画策定サポート  
（基本計画のブラッシュアップ）

基本計画策定自治体・北海道経済産業局が  
計画策定サポート

※支援施策を活用するには、別途、各施策の申請書等を作成し、審査を受ける必要があります。  
また、支援施策の公募・受付時期は、それぞれ異なります。詳細は、北海道経済産業局までお問い合わせ下さい。

## ③国が事業者等のニーズに合わせて支援

### 【主な支援措置】

補助金（設備投資等）

専門家による支援（新事業展開・販路開拓支援等）

税制（先進的な設備投資への課税の特例等）

規制の特例措置  
（工場立地法の緑地規制緩和・農地転用許可等への配慮等）

地方自治体の取組促進（地方創生推進交付金等）